

株式交換に関する事後開示書類

2020 年 6 月 23 日

株式会社日本創発グループ

株式会社 FIVESTARinteractive

2020 年 6 月 23 日

株式交換に関する事後開示書類

東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号
株式会社日本創発グループ
代表取締役社長 藤田 一郎

東京都中央区銀座六丁目 12 番 13 号
大東銀座ビル 6 F
株式会社 FIVESTARinteractive
代表取締役 渡邊 省悟

株式会社日本創発グループ（以下、「日本創発」といいます。）及び株式会社 FIVESTARinteractive（以下、「FIVESTARinteractive」といいます。）の二社は、2020 年 5 月 26 日付で両社の間で締結した株式交換契約書に基づき、2020 年 6 月 23 日を効力発生日として、日本創発を株式交換完全親会社、FIVESTARinteractive を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本件株式交換」といいます。）を行いました。

本件株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事項は、以下のとおりです。

- 1 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
本件株式交換が効力を生じた日は 2020 年 6 月 23 日であります。
- 2 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条の規定による請求に係る手続の経過
FIVESTARinteractive は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2020 年 6 月 1 日付で FIVESTARinteractive の株主に対し、株式交換をする旨及び株式交換完全親会社である日本創発の商号及び住所を通知いたしました。

なお、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づき株式の買取を請求した株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

3 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

4 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本件株式交換により日本創発に移転した FIVESTARinteractive の株式の数は 816 株です。

5 その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 日本創発は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本件株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本件株式交換に反対する旨を通知した株主はおりませんでした。

(2) FIVESTARinteractive は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2020 年 6 月 19 日開催の臨時株主総会の決議によって、本件株式交換契約の承認を得ております。

(3) FIVESTARinteractive は 2020 年 6 月 19 日の取締役の決定によって、保有する自己株式 84 株を 2020 年 6 月 22 日付をもって消却しました。

(4) 日本創発は、本件株式交換に際して、本件株式交換により日本創発が FIVESTARinteractive の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における FIVESTARinteractive の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、日本創発を除く。）に対し、その有する FIVESTARinteractive の普通株式 1 株につき日本創発の普通株式 125 株の割合をもって割当交付いたしました。

日本創発が本件株式交換において交付した株式数は普通株式102,000株であり、その全てが日本創発が保有する自己株式をもって交付され、新株式の発行は行われておりません。

(5) 本件株式交換により増加した日本創発の資本金及び準備金は以下のとおりです。

- ① 資本金の額 : 0 円
- ② 資本準備金の額 : 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- ③ 利益準備金の額 : 0 円

(6) 日本創発は、本件株式交換の効力発生日である2020年6月23日に、株式会社APホールディングス、新日本工芸株式会社及び田中産業株式会社を株式交換完全子会社、日本創発を株式交換完全親会社とする株式交換を行い、株式会社APホールディングスの普通株式480株、新日本工芸株式会社の普通株式30株及び田中産業株式会社の普通株式46,635株を取得しました。

以上

原本の「写し」に相違ないことを証明します。

2020年6月23日

東京都台東区上野三丁目24番6号

株式会社日本創発グループ

代表取締役社長 藤田 一郎

